

東京都多重債務問題対策協議会
貸金業部会（第27回）

令和4年5月24日（火）
新宿NSビル3階 3-L会議室

午前10時27分開会

○篠田委員 それでは、委員の皆様が全員おそろいですので、ただいまから「令和4年度東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」を開催させていただきます。

私は、貸金業部会の事務局を担当しております産業労働局金融部貸金業対策課長の篠田でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、皆様、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、部会長である戸井崎金融部長から一言挨拶を申し上げます。

○戸井崎部会長 皆様、おはようございます。本貸金業部会の部会長を務めさせていただいております東京都産業労働局金融部長の戸井崎でございます。よろしくお願いいたします。会議の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日、お集まりいただきました委員の皆様におかれましては、日頃から都の貸金業対策、ヤミ金融被害防止対策、多重債務の解決・防止に向けた取組に御協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

ヤミ金融をはじめとした苦情相談件数につきましては減少傾向が続いておりますが、いまだに多くの相談が貸金業対策課に寄せられております。こうした状況の中、皆様をはじめ関係機関とも連携をいたしまして、ヤミ金融被害防止のための啓発宣伝事業に取り組んでいくこととしております。

そのため、これまでも本部会におきまして、年2回のヤミ金融被害防止合同キャンペーンの実施や、関係機関・団体との情報交換等を通じて効果的な普及啓発活動に努めてまいりました。

今年度、一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーンにつきまして、関係機関へのポスターの配布や、公共交通機関の車内での動画広告など、幅広く取り組んでまいります。また、本部会の委員でございます日本貸金業協会様とも連携をいたしまして、金融トラブルの被害に遭いやすい大学生、専門学校生、高校生などの若年層や高齢者を対象に、被害防止のための出前講座を引き続き開催いたします。本年4月より成年年齢が引き下げられる中、高校生などに直接注意喚起を行う出前講座につきましては、極めて大きな意義を持つと東京都としても考えておる次第でございます。

さらに、貸金業者の資質向上に向けた取組といたしまして、登録更新時に講習会を実施し、貸金業の業務の適正化を図ってまいります。一方で、悪質業者に対しましては、引き続き法令に基づく厳格な指導監督・行政処分を実施してまいります。

今後とも、関係機関の皆様と連携を密にいたしまして取組の充実を図ってまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

貸金業部会につきましては、ここ2年間、新型コロナウイルス感染症の影響で書面開催とさせていただいたところがございますが、今回は3年ぶりにこうやって集合形式で開催となります。本日は、限られた時間ではございますが、活発な意見交換をしていただきまして、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○篠田委員 先ほどの話にもありましたとおり、この貸金業部会は2年間は書面で、今回は3年ぶりの集合形式の開催ということもございます。また、その間に委員の方もかなり替わってございますので、委員全員の皆様から所属と役職、お名前の御紹介をいただければと思っております。

では、机の並び順で、中村委員からお願いできればと思います。

○中村委員 皆様、よろしくお願いいたします。クレサラ被害者の会、川の手市民の会の事務局の中村と申します。よろしくお願いいたします。

○杉山委員 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事を務めております杉山と申します。よろしくお願いいたします。

○森委員 おはようございます。日本貸金業協会のセンター長をやっています森と申します。よろしくお願いいたします。

○豊田委員 おはようございます。財務省関東財務局東京財務事務所理財第4課長をしております豊田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○八木委員 東京都福祉保健局で地域福祉課長をしております八木と申します。よろしくお願いいたします。

○西尾委員 東京都生活文化スポーツ局消費生活部の特別機動調査担当という大げさな名前の役職ですが、西尾と申します。よろしくお願いいたします。

○長友代理委員 警視庁の暴力団対策課で暴力団排除を担当しております長友と申します。よろしくお願いいたします。

○世取委員 警視庁生活経済課金融犯罪対策室長をしております世取と申します。ヤミ金の取締りを担当しています。よろしくお願いいたします。

○篠田委員 各委員の皆様、ありがとうございました。

早速、議事に入りたいと思いますので、議事進行は部会長にお願いいたします。

○戸井崎部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、事務局から本日の配付資料の確認についてお願いいたします。

○篠田委員 皆様の机の上に置かせていただいております一番上に、本日の次第が一枚紙でございます。続きまして出席者名簿がございまして、その次に座席表がでございます。

その次に、ここから資料になります。右肩に資料1と振られていまして、「令和4年度の啓発宣伝事業について」といった形でございます。

資料2は、先ほどのものの令和4年度上期を文章に落とししたものとなります。

資料3は、令和4年度下期の予定となっております。

資料4としまして、「東京都の貸金業対策の状況について」になってございます。

続きまして、パワポのホチキスどめになっているものでございまして、日本貸金業協会の資料となっております。

以上の資料となっております。不足がございましたら、この場でも、あるいは会議の途中でも、事務局にお申し付けいただければと思います。

○戸井崎部会長 資料のほうは大丈夫でしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

議事(1) 啓発宣伝事業につきまして、産業労働局金融部の篠田委員から説明をお願いいたします。

○篠田委員 では、先ほどの資料にありました資料1に沿いまして御説明させていただきます。「令和4年度の啓発宣伝事業について(予定)」でございます。

一番近いところは、6月13日から1週間かけまして、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県の一都三県で合同キャンペーンということで取り組む予定です。この一都三県が連携を取りながら、それぞれが必要な活動をするという形になってございます。

6月のこの1週間でやるのは具体的にどういう形かという、関係機関、こちらにいらっしゃる方々、その他の団体様をお願いして、ポスターをお送りしまして、そちらを活用いただく。あるいは、私どものほうで、地下鉄で動画を流したり、インターネット広告をしたり、また参加機関様のホームページでの啓発などもお願いできればと考えてございます。

続いて、10月、台東区消費生活展への出展です。ここは※印がついているのですけれども、以下※印がついているものは、イベントとかそういった形でコロナ禍によって開催が確実ではないもの、特に過去2年間開催されなかったものなども含まれているということです。今年もコロナ禍次第という形になるのですが、こちらの生活展でパネルを出

したり、グッズ、チラシを配ったり、セミナーを打ったりという形になってございます。

なお、3年度については、11月下旬に小規模で実施したといった形でございます。

続きまして、ヤミ金融被害防止強化月間ということで、黒の太枠で囲っているところですが、ここで幾つか行います。

11月の初旬につきましては、先ほどと同じような形で、最初にポスターとか電車内での動画、駅前ビジョン、ホームページでの啓発等です。11月の初旬の土日になってくるのですけれども、昭和記念公園でたちかわ楽市という立川市の大きなイベントがございまして、ここで無料法律相談とかセミナー、いろいろなイベント、パネル、そういったものも、コロナ次第というところではありますけれども、開催されればやっていきたいと考えてございます。

中旬になりますと、今度は街頭キャンペーンということで、新橋の古本市が新橋のSL広場で開催されまして、そこで啓発のチラシとかグッズを配ったり、そういったことをやります。

11月の終わりぐらいから12月ぐらい、今度は千葉県主催の事業がございまして、こちらに協力参加ということで、過去2年間は中止になったのですけれども、コロナ前の令和元年は千葉商科大において啓発資料やグッズを配ったりしたという形でございます。

強化月間は11月で終わって、また12月にも例年やっていた江東区の消費生活展に、こちらパネル展示、グッズ、チラシの配布等、日本貸金業協会様と共同出展という予定にしております。

イベント系はこういった形です。

下に、「2 出前講座の開催」とございまして、大学とか専門学校、高校で、生徒さんが100人とか200人と結構集まるのです。そこで貸金業協会様と連携しまして、こういうところに気をつけてくださいと、動画を流して、かなり分かりやすい講座をやっております。

3年度の実績はこういった9団体でしたけれども、成年年齢がこの4月から引き下がったということもございまして、非常にニーズが高く、ぜひうちでもやってくださいというオファーが結構来ているところございまして、適切に対応していきたいと考えているところでございます。

資料2は、左上を見ていただくと「令和4年度上期」と書いてございまして、先ほどの紙を上期について文章で書いたものです。先ほどのようなことが書いてございます。(1)

が時期で、(2) がポスターの配布等という形で、(3) に参加予定機関・団体様がございまして、こちらに今回御参加の団体様をはじめ各団体がございますので、御協力をお願いできればと思っております。

資料3、今度は下期です。こちら先ほどのことが文章で書いてあるという形になってございまして、下のほうに参加の機関様、後援は金融庁様を予定ということで入れているところでございます。

資料1から3の説明は以上となります。

○戸井崎部会長 ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら御発言をお願いいたします。何かございますでしょうか。

特にならぬでございますので、御提案のありました令和4年度の啓発宣伝事業につきまして、このように展開させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。また何か後で御質問等がございましたら、お寄せいただければと思っております。

次に、議事(2)各団体からの御報告についてでございます。

最初に、日本クレジットカウンセリング協会の杉山委員からお願いできればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○杉山委員 日本クレジットカウンセリング協会の杉山と申します。

資料はお配りしていませんのですけれども、口頭にて当協会の3年度の実績等について御報告いたします。

まず初めに、私どもは電話相談を端緒に、面接相談、カウンセリングを行っている機関でございますが、電話相談の毎年4割ぐらひは関係機関の窓口から御紹介いただくということになっておりまして、皆様方の日頃の御支援、御協力に対して感謝いたします。ありがとうございます。

3年度の実績についてでございます。毎年、電話の相談、新規のカウンセリングの受付、継続も含めた延べカウンセリングの件数、この3つについてこちらの対策協議会のほうに報告させていただいているものでございます。

まず、そのうちの電話相談ですけれども、3年度の実績が1,267件で、前年度の比較で15件増えています。新規のカウンセリングは376件で、前年度比で114件増えています。延べのカウンセリングにつきましては1,141件で、前年度比で337件増えているというのが年度実績の数字だけで見た結果でございます。

ただ、この数字は、今トータルしか申し上げていないのですけれども、2年度の4～6

月と2年度の1～3月につきましてはカウンセリングを中止等した期間がございまして、あまり適切な時系列比較にはならない状況になってございます。このため、2年度において通常営業をしました7～12月の6か月間で時系列比較をしてみました。こちらの数字のほうが多分正確な実態になっていると思います。

重ねて御報告しますと、7～12月の6か月間の電話相談の実績は619件で、前年度比で23件減少しています。結果が逆になっています。7～12月の6か月間の新規のカウンセリングにつきましては184件で、これも前年度比で10件減っています。延べのカウンセリングにつきましては547件で、これも前年度比で23件減少ということで、通常ベースで営業している月だけを見れば、3年度は2年度に比較して減少という結果になっているものでございます。

ただ、実は2年度も元年度と比較すると減少していて、ここ2年間ずっと減少基調にあるのですが、その減少幅を見ますと、元年度から2年度にかけての減少幅よりも2年度から3年度にかけての減少幅のほうが小さいということで、下げ止まり感があるという分析をしております。

この数字はまだ完全に確定していないので、取りあえずということで口頭で申し上げております。今月の理事会で報告して、そこで確定しますので、もし変更等があった場合には報告します。

私からは以上です。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

ただいまの杉山委員の御報告につきまして、何か御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。

ありがとうございました。

引き続きまして、日本貸金業協会からの御報告でございます。森委員からよろしく願いいたします。

○森委員 日本貸金業協会の森でございます。よろしく申し上げます。

パワーポイントの資料になりますので、よろしく申し上げます。

まず、多重債務発生防止の取組について御報告させていただきたいと思います。2ページ、取組の概要でございます。資金需要者からの相談・問合せのお客様の声として、多重債務の防止と未然防止の対策ということで①～⑦の取組を行ってまいりました。

3ページ、相談の総受付件数、令和3年度でございます。今までメール相談については、

聴覚障害者のみを対象にしておりましたが、一般相談のほうも昨年5月から開始しまして、コロナ禍の中、相談機会の拡充になったと考えております。

4ページ、相談受付の状況でございますが、前年と比較して2,125件の増加となっております。その内訳については、一般相談が80件の減少、多重債務問題の相談については568件の増加となっております。

多重債務問題については、当協会で行っております貸付自粛制度、本人、本人以外の相談が増加して、ギャンブル依存などに関する関係団体や行政機関への周知活動の効果により増加したと考えております。返済困難については174件増加しておりますが、特にギャンブル、買物等の浪費を理由とするものが若干増加しております。

5ページ、(3)のヤミ金融・違法業者についてです。令和2年度と比較しまして44件減少しております。接触媒体については、令和2年度と同様に、自らネットで検索をする割合が最も多くなっているところでございます。

6ページ、多重債務防止の一環として、協会設立以来取り組んでおります生活再建支援カウンセリングでございます。相談の原因については、ギャンブル、遊興費・飲食費・交通費が上位となっております。一部添付しておりますが、相談者からのアンケートでは感謝の言葉をいただいておりますので、一定の多重債務の防止の効果があったと考えております。

7ページ、新型コロナ関連相談の受付でございます。内訳としては、返済困難が約62%となっておりますが、コロナ特則に沿った適切な対応を各貸金業者、協会の皆様が実施しておりますので、相談から苦情に移行するような事案は発生しておりません。事例については記載のとおりとなりますので、後ほど御覧ください。

8ページ、同じく協会設立当初から行っております貸付自粛制度でございます。ギャンブル依存対策の一環としても推進しております。新型コロナウイルス感染症の長期化の影響もありまして、収入が減少して、登録しているものを撤回するという申告者が若干増加しているところでございます。

11ページ、貸付自粛制度の申告の状況でございます。②の登録の目的としては、「ギャンブル等を止められない」及び「遊興費を使いすぎてしまう」が7割ぐらいを占めております。ギャンブルの種類については、記載のとおりでございますので、後ほど御覧いただければと思います。

12ページは、登録してから3か月が経過すると撤回が可能となっております。その撤

回の理由についてでございます。特に⑤の表でございますが、撤回を申し込んだときに、登録のときの登録の理由、問題が改善したかどうかという聞き取りを全て行っております。約78%の方が、自粛がきっかけとなり改善の傾向にあるという回答をいただいております。カウンセリング同様、多重債務防止の一定の効果があつたと考えております。

13ページは、貸付自粛制度の周知状況でございます。記載の関係機関と連携を深めております。相談及び貸付登録撤回の増加にもつながっております。本年度につきましては、特にギャンブルの医療機関と連携を深めていって周知活動を続けていきたいと考えております。

報告は以上となりますが、今後とも情報収集、分析、情報提供、周知活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

ただいまの森委員からの御報告でございますが、御質問、御意見等がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

最後に、東京都の貸金業対策の状況につきまして、産業労働局金融部の篠田委員から御報告をお願いします。

○篠田委員 先ほどの続きの右肩に資料4と書かれています「東京都の貸金業対策の状況について」という資料でございます。

1に東京都知事登録業者数の推移ということで、平成14年度は6,983社、約7,000の事業者さんがいらしたところ、これが過去のピークだったわけですがけれども、この当時、多重債務問題、グレーな金融、いろいろな問題が生じて、その後、法の厳格化、行政の指導の強化等がございまして、そういったところの一部の業者もなくなっていった、この5年間ぐらい、29年度から載せてございますけれども、550社前後ぐらいで推移しているという形でございます。

ただ、この5年間ずっと同じ業者で550何社あるわけではなくて、年によって違うのですけれども、50社前後が新規に開業しています。それで数が変わらないので、同じぐらいの数が廃業しています。数は5年間550ぐらいで変わらないのですけれども、1割ぐらいの新陳代謝といいますか、入替えが起こっているという状況でございます。令和3年度末は564事業者でございまして、全国が1,581事業者ありますので、約35%

が東京にあるという形になってございます。

2が行政処分件数の推移でございます。こちらについては御覧のとおりという形で、業者の入替えの効果も一部あったり、あるいは適正な指導その他もあったりして、行政処分の数自体は減少傾向にあるといったところでございます。

一番下の3が、貸金業対策課のほうで苦情・相談の受付もしているところなのですが、その件数でございます。これも減っている形で、令和2年、3年は大分大きく減っているのですが、コロナの関係も一部あると考えております。やはり社会が動いているときにお金も動くので、お金を借りたりする活動などもそういった点ではコロナで若干下火になったというのもあったのかと思われまます。

下にございますが、令和3年度は763件ですけれども、貸金業者の登録の有無に関する照会が4分の1ぐらいを占めているということで763のうち200件ぐらい、チラシとかを見たときに、都(1)何番と書いてあって、この番号で事業者はちゃんとあるのですかといった問い合わせなどです。

でも、問合せを受けると、結構ないのですね。結局のところ、架空のものを使ったり、昔廃業したようなものを勝手に使ったりというところがありますので、もうそこはヤミ金ということになりますので、そういったところは警察に相談するなりで、先ほどの平成14年とかそのぐらいのヤミ金で多重債務と社会的にいろいろなマスコミに出た、そういうほどではないですけれども、まだまだヤミ金の活動はあるのだなということがこの件数に表れていると思います。

あと、保証金詐欺というのもありまして、763件のうち18件が保証金詐欺に関するものでございます。お金を借りるに当たって信用を得るために最初に保証金を振り込んでくださいという、普通に考えると何で振り込むのかなと思うのですけれども、それがまだまだ後を絶たない。そういったものもあるところでございます。以上が東京都の貸金業の対策の状況でございます。

説明は以上となります。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何か御質問、御意見等がございましたら、よろしく願いします。よろしいですか。

それでは、これで予定されている報告の案件は以上ですが、このほか、皆様のほうで御意見とか、御相談の状況とか、ヤミ金の対策の取組とか、御報告とか、お話がございまし

たらよろしくお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○八木委員 福祉保健局地域福祉課長の八木でございます。

日本クレジットカウンセリング協会様と日本貸金業協会様、報告をありがとうございます。しました。

私、聞き漏らしたのかもしれないのですけれども、こちらに出ている数字、また御報告いただいた数字は、日本全体の数字なのか、または東京都の数字なのか。私、この4月からなので、土地勘も分からずですけれども、数字が日本全国なのか、東京都の数字なのかということと、もし、日本全国の数字であれば、そのうち東京都が占める割合はどのくらいなのかなという目安が分かれば教えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○杉山委員 私から報告したものは、全て当協会の東京センターで受け付けたものでございます。

全国ベースの数字も取っているのですが、東京都の占める割合がどれくらいというデータはちょっと手元にないのですけれども、参考までに全国の電話相談等の件数を今お話しいたします。

3年度の電話相談は、全国は4,081件です。新規のカウンセリングは913件、延べのカウンセリングが2,703件で、その中の先ほどの数字が内数ということになります。

○八木委員 ありがとうございます。

○森委員 日本貸金業協会でございます。

数字に関しては全国の数字でございます。令和3年度の数字を手元に持っていないのですが、今年の4月の単月の数字になりますが、東京都管轄の支部のところの相談は2割ぐらいですので、ほぼ同じ推移になると思います。また改めてそこは御報告させてもらいます。

○八木委員 ありがとうございます。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

○西尾委員 生活文化スポーツ局の西尾と申します。

私どもは消費生活センターの相談件数を把握しているものですから、御紹介だけさせていただきますたいと思います。

まだ令和3年度の数字が出ていないので、令和2年度の件数で申し上げますが、令和2

年度は多重債務に関する相談は減少しております。都内の多重債務の相談件数は1,728件でした。令和元年度に比べると14.7%の減少という状況になっております。

それから、クレ・サラ強要商法というのがございまして、商品・サービスの契約の際に無理やりサラ金から借金させたり、クレジット契約を組ませたりする商法ですが、そういうキーワードがついている相談がどのくらいあったかというところ、令和2年度が444件、これも前年度の652件に比べまして31%以上減少しているという状況でございます。

先ほどお話がありましたように、社会の動きが多少止まっているという状況では、こういった借金をして契約をするというのでも少なくなっているのかなと思います。

とはいえ、若者の消費者被害というのは、お金を持っていない若者に高額な商品・サービスを契約させるには借金をさせるしかないという悪質業者の行動から生じるものですから、なかなかそういった被害は減らないというところがございます。特に今回、成年年齢引下げがございまして、貸金業者さんは18歳、19歳にはあまり貸さないということで対応していただいているようではございますけれども、それでもやはりこういった被害が増えるのではないかと懸念されているところでございます。

それから、一点御質問をさせていただきたいのは、貸金業対策課のほうでやっていらっしゃる出前講座についてですけれども、成年年齢引下げで非常にオファーが多いというお話でございますが、対象の学校とかに対してどういうふうにPRをしていらっしゃるのか、それでどのくらいのオファーが現在来ていらっしゃるのかを教えていただきたいと思っております。

○篠田委員　こちらについては、いろいろとこういうことをやっていますよみたいな感じで、リピーターなんかもありますし、横のつながりの口コミなんかもありますし、あるいは学校の集まりみたいなのところにも、こういうのをやっていますよみたいなことはお伝えしているところでございます。

オファーにつきまして、やはり高校とか専門学校が多いわけではございますけれども、昨年度、9団体についてやっているのですが、この時点でオファーが十数件来ているという感じではございます。

○西尾委員　ありがとうございます。

○戸井崎部会長　そのほかに何か。せっかくの機会ですので。どうぞ。

○森委員　今、若年者のお話が出たので、ちょっと補足というか、実態を、私らもいろいろ去年から取り組んでございまして、成年年齢引下げになって4月1日以降、18歳、19歳を対象にしたホットラインを設けて4月からスタートしているのですが、そこに関して

の相談はまだ入っておりません。

ただ、従来どおり、若年者、大学生を対象にした、いわゆる詐欺というか、そういう形で、投資と、あとホームページで副業をしないかというのが、私もツイッターとかを見たのですけれども、そこらじゅうに出ているのですね。

ちょうど昨日、私も消費者センターから相談を受けて、二十の学生が去年の8月にホームページの作成のを見て申し込んで、ツイッターからラインにつながって、最終的には喫茶店で会って、3人ぐらいに囲まれて、もうかるよ、大丈夫だよみたいな。男性だったのですけれども、やはり1人必ず女性がいて、そういう手口の中で結局借りさせているのですね。

指南するほうも年収幾らということも全部指南してしまっていて、実際はアルバイトですけれども、年収180万の申告をさせているということで、去年も同じようなケースがかなりたくさんありました。

私どもはこういうリーフレットを、学生対象に漫画のものを作って学校を中心として置かせていただく活動もしていますが、私が去年1年間やって感じたのは、被害に遭った人は半分洗脳されている状態で、何を言っても話が通じないのですね。だから、やはり予防が大事なのかなということで、警視庁さんも含めていろいろ協力を賜りながら活動しています。

あと、直近で、特殊ケースで、今までだと喫茶店に集めて貸金業者のネットで申込みができるサイトを開けて、指示してやっていたのですけれども、ここのところ、熊本とか地方から情報が入っているのですけれども、よくPCをITの会社が遠隔操作するアプリがあるのですが、それを入れさせて、遠方から操作して画面が勝手に動いていく。何となく分かっているのでしょうけれども、知らない間に申込みが成立しているという事例も出ていますので、この辺も私どもも情報収集しながら、各方面に情報共有をして、消費者センター等、あと協会員も含めて共有して、若年者が来たときにきちっと聞き取りをしてくれという案内もしているのですけれども、それで防止になったケースも実際に出ていますので、その辺の情報を広めていきたいと考えております。

以上でございます。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

そのほか、どうぞ。

○豊田委員 東京財務事務所の豊田でございます。

私どもは財務省の総合出先機関ですけれども、金融庁長官の委任を受けまして金融機関の監督業務を行っているところでございます。私は、理財第4課で貸金業者の監督を行っております。先ほどから成年年齢引下げのお話が出ていたので、トピックス的なところで私のほうからもお話をさせていただければと思います。

御承知のとおり、本年4月から成年年齢を18歳に引下げることを内容とした「民法の一部を改正する法律」が施行されたところでございます。18歳、19歳の者が親などの法定代理人の同意を得ることなく、これからローンやクレジットカードといったものを契約できるようになります。こういった方々が過大な債務を負わないように、各種対応を我々も行っているところでございます。

監督上の対応としては、政府の関係閣僚会合が今年1月にあったのですけれども、この中で、日本貸金業協会における自主ガイドライン、中身は収入の状況を示す書類の確認とか、そういったものが含まれるのですけれども、そういったもののガイドラインの策定を行って、過剰な借入れとか与信防止の観点から、我々当局の監督、検査を通じて、貸金業者の遵守状況をモニタリングしていくとされているところでございます。

私どもは、2つ以上の都道府県に店舗、営業所がある貸金業者を監督しておりまして、東京都にのみ店舗があるところはこちらの貸金業対策課さんのほうで見ていただく。我々は東京都以外にも店舗がある先に対して監督を行っているところでございますが、ヒアリングや報告徴求を行い、成年年齢引下げに対する各貸金業者の対応をモニタリングしているところでございます。

先ほど西尾委員が「貸金業者さんは18歳、19歳にはあまり貸さないということで対応していただいている」とおっしゃったように、現状は若年者に貸す先はそれほど多くはないという印象がございまして。ただそうは言っても、貸している先は大手を中心にございますので、そういった先に対してモニタリングをしながら遵守状況を確認していくということをやっております。

その他広報活動として、成年年齢引下げに関しまして、注意喚起とか、トラブル発生時の相談窓口、当課には多重債務相談員を2名配置して皆さんからの相談を受け付けているのですけれども、そういった相談窓口を、都内の各市町村の広報紙に掲載いただくようお願いをする、こういった案文はどうでしょうかという形で、広報紙に掲載いただくような御依頼をさせていただき取組を行っているところでございます。各自治体で発行される広報紙は、皆さんかなり広く御覧になっているということで、地域の住民の方々に対する

注意喚起として非常に効果的であると考えております。

こうした様々な取組を行いまして、ここにいらっしゃる皆さんとも連携を図りながら、成年年齢引下げに対する対応を含めて、これからもやっていきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○戸井崎部会長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。

杉山委員。

○杉山委員 質問ですけれども、資料1の関係でございます。

今年度、台東区の消費生活展と江東区の消費生活展の出展ということで計画が出てございますが、この場所を選ぶときの考え方みたいなものを教えていただけたらという質問でございます。

○篠田委員 なるべく人がたくさん集まる場所とか、これまでやってきて手応えがよかったところを選んでいきます。コロナ禍で令和元年までで中断しましたけれども、古本市も江東区の消費生活展も過去、非常に効果的な展開ができましたので、引き続きこちらのほうを今予定しているといったところでございます。

○戸井崎部会長 そのほか、何かございますでしょうか。

特にほかにございませぬようでしたら、本日予定しておりました議事は以上でございます。皆様の御協力の上で無事に議事が進行できたこと、本当にありがとうございます。

最後に、事務局から何かございましたらよろしく願いいたします。

○篠田委員 本日は、委員の皆様におかれましてお時間をいただきまして、誠にありがとうございました。また、活発な意見の交換ができて、重ねてありがとうございます。

年2回貸金業部会をやっているとして、1回目はこういう形で単独で、年度内にあと1回、相談部会と合同開催を予定してございます。日程につきましては、改めて皆様方に御連絡させていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

そうしましたら、今回の「令和4年度多重債務問題対策協議会 貸金業部会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午前11時16分閉会